

参考

65歳以上の方の介護保険料

第7期介護保険事業計画期間における65歳以上の方の介護保険料基準額については次のとおりです。

■過去の第1号被保険者(65歳以上の方)の保険料基準額(月額)

	期 間	全国平均	期 間	鴨川市	
				旧鴨川市	旧天津小湊町
第1期	(平成12年度～14年度)	2,911円	(平成12年度～14年度)	2,759円	2,400円
第2期	(平成15年度～17年度)	3,293円	(平成15年度～17年度)	3,034円	3,100円
			(平成17年度)	3,034円	
第3期	(平成18年度～20年度)	4,090円	(平成18年度～20年度)	3,034円	
第4期	(平成21年度～23年度)	4,160円	(平成21年度～23年度)	4,255円	
第5期	(平成24年度～26年度)	4,972円	(平成24年度～26年度)	4,998円	
第6期	(平成27年度～29年度)	5,514円	(平成27年度～29年度)	5,895円	
第7期	(平成30年度～32年度)	※	(平成30年度～32年度)	6,000円	

※第7期の全国平均は、平成30年3月1日現在で公表されていないため、空欄となっています。

平成30年度からの介護保険料は平成30年3月の議会において決定されました。
市では市民の皆様が安心して暮らせるよう、円滑な制度運営に取り組んでいきます。
今後も介護保険制度の運営にご理解、ご協力をお願いします。

問い合わせ先

〒296-0033 鴨川市八色887-1
鴨川市総合保健福祉会館
(ふれあいセンター)
健康推進課 介護保険係
☎ 04-7093-7111

平成30年
4月から

介護保険料を改正

※介護保険料は、介護保険法の規定により、3年ごとに見直しが行われます※

市の要介護認定者数及び介護給付費の増加が見込まれるため、平成30年度から平成32年度までの介護保険料を改定させていただくことになりました。詳しくは次のとおりです。



保険料基準額について

【平成30年度から平成32年度】第7期介護保険料基準額 ▶ 月額 6,000円

保険料の決め方について

第1号被保険者(65歳以上の方)の介護保険料基準額は、第1号被保険者の人数や市町村の介護サービスの総費用に応じて決められます

鴨川市の介護保険料基準額 = 鴨川市の介護サービスの総費用 × (23% (65歳以上の方の負担分)) ÷ 鴨川市で暮らす65歳以上の方の人数

■保険料の年額について

所得段階 (保険料率)	対象となる方	年額保険料
第1段階 (年額基準額×0.5)	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方、あるいは、世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	36,000円(※)
第2段階 (年額基準額×0.75)	世帯全員が市民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方	54,000円
第3段階 (年額基準額×0.75)	世帯全員が市民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の方	54,000円
第4段階 (年額基準額×0.9)	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	64,800円
第5段階 (年額基準額×1.0)	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の方	72,000円
第6段階 (年額基準額×1.2)	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の方	86,400円
第7段階 (年額基準額×1.3)	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	93,600円
第8段階 (年額基準額×1.5)	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	108,000円
第9段階 (年額基準額×1.7)	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が300万円以上の方	122,400円

(※)第1号保険料軽減強化により、第1段階の方は今後保険料が軽減される予定です。

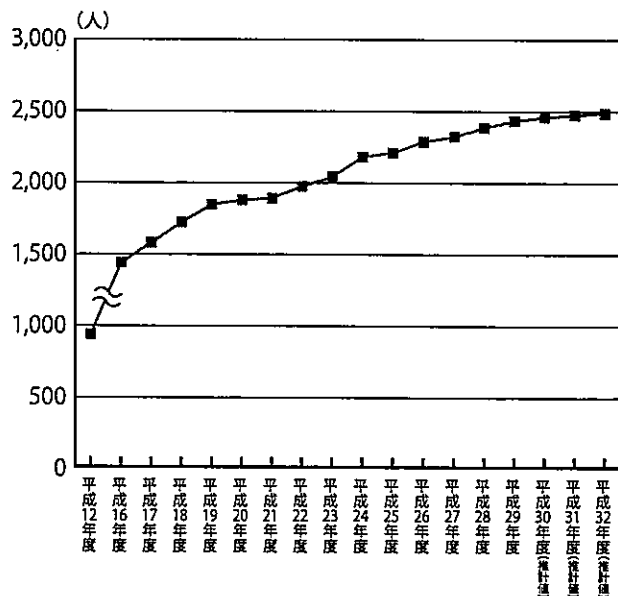
平成30年度からの介護保険料を見直す主な理由

1 介護サービスを利用される方が増えてきています
 平成12年度の介護保険制度が始まった頃と、平成28年度を比較すると、介護認定された方が増えたことで、それに伴いサービス費用も増えています。

1 要介護(支援)認定者数の推移

高齢化が進むことに伴い要介護(要支援)認定者も増加すると見込まれます。

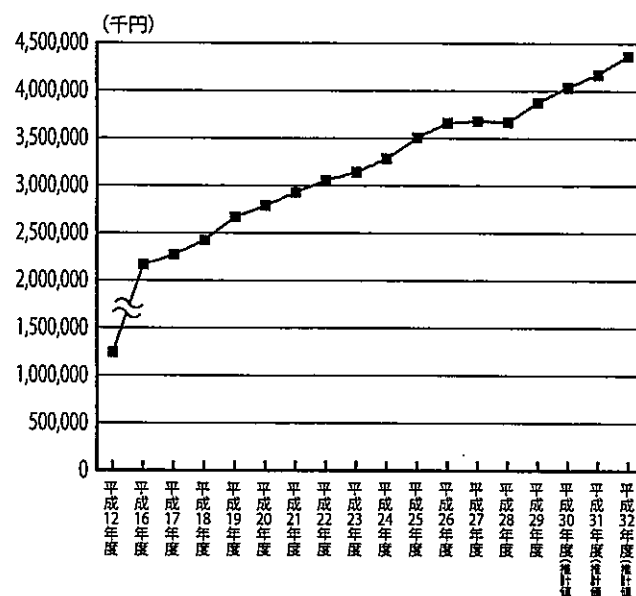
制度の始まった平成12年度末の認定者数938人、平成28年度末の認定者数2,395人となり17年間で2.6倍に増えています



2 介護保険にかかる保険給付費の推移

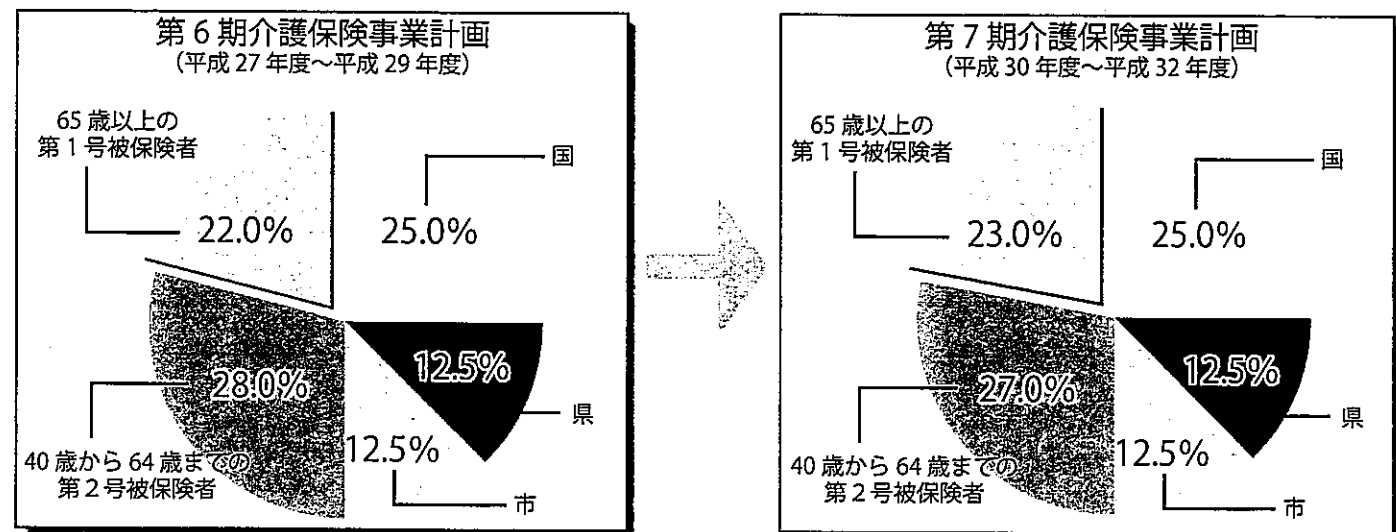
認定者が増えたことにより、介護サービス利用者が増え、介護給付費も増加すると見込んでいます。

制度の始まった平成12年度の保険給付費実績13億3,249万9,032円、平成28年度実績36億6,440万6,017円となり17年間で2.8倍に増えています。



2 介護給付費の財源内訳(65歳以上の保険料負担分)の割合が変わります

平成30年度から、65歳以上の第1号被保険者の負担割合が22%から23%に増えます。

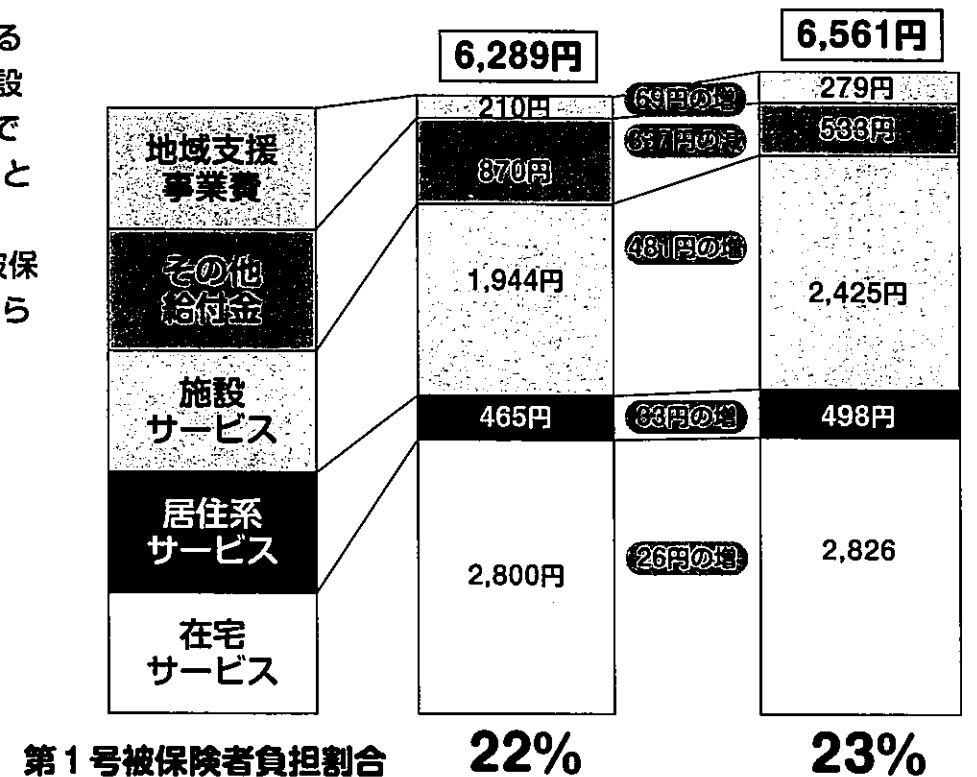


第6期介護保険料との比較

1 保険料(必要額)の内訳

保険料(必要額)の内訳をみると、最も増加しているのは「施設サービス」で481円の増、次いで「地域支援事業費」が69円の増と続いています。

また、給付費の中で第1号被保険者が負担する割合が22%から23%に増加しています。



2 準備基金取り崩しによる保険料の軽減

第7期は、上記保険料(6,561円)から、準備基金2億3,840万円を取り崩すことによって、561円の軽減を図り、右記の保険料(6,000円)といたしました。

